相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府八尾市山本町北八丁目四番二七号　被相続人　亡　南　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十七日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九―八〇二号

相続財産管理人　疋田　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市奈良阪町一〇四番地、最後の住所奈良県奈良市般若寺町一九〇番地

被相続人　亡　朝田ナヲ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十七日

奈良県橿原市久米町五六九番地　ヒロタウエストゲート神宮前二階

相続財産管理人　島田　裕次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡綾南町大字陶七四一八番地第壱、最後の住所香川県綾歌郡綾南町以下不明

被相続人　亡　十河　ヨメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十七日

香川県高松市楠上町一丁目二番一一号

相続財産管理人　松本　タ〃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市上諏訪町八四六番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　徳永　篤博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十七日

長崎県大村市池田二丁目一一一番地三〇

相続財産管理人　前田　洋之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市南郷町中村甲一四二六番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　門川　富晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十七日

宮崎県日南市中央通一丁目五番地三

相続財産管理人　弁護士　豊田　裕康

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第一項及び城南町中央土地区画整理組合定款第八条の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業に係る平成二十五年五月二十一日付督促状は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに督促金額

①　氏名　岩永　龜喜

住所　不詳

督促金額　金一一九、〇九八円

②　氏名　林田　忠治

住所　不詳

督促金額　金一七四、四七四円

二　納付場所　肥後銀行隈庄支店

普通預金　口座番号　一四五一一七八

口座名　城南町中央土地区画整理組合　理事長　甲斐　一行

以上

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、熊本市長に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、城南町中央土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、城南町中央土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、督促状は掲載を省略し、原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを城南町中央土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十五年七月十七日

熊本市南区城南町今吉野一三二四番地二

城南町中央土地区画整理組合

理事長　甲斐　一行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年7月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所レジデンス株式会社　②国土交通大臣(4)408　③代表取締役　小野真路　④東京都千代田区大手町一丁目６番１号　廃止した従たる事務所　千葉県習志野市奏の杜２丁目４番22号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目６番１号　三菱地所レジデンス株式会社代表取締役　小野真路

①有限会社ミヤコキャピタル　②東京都知事(2)88930　③取締役　伊藤正男　④東京都港区六本木七丁目15番７号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木七丁目15番７号　有限会社ミヤコキャピタル　取締役　伊藤正男

①有限会社ピム　②東京都知事(3)80515　③代表取締役　山下貴之　④東京都世田谷区下馬一丁目39番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都世田谷区下馬一丁目39番14号　有限会社ピム　代表取締役　山下貴之

①株式会社レッドスロープ　②東京都知事(2)87246　③代表取締役　平松克敏　④東京都中央区銀座七丁目13番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座七丁目13番４号　株式会社レッドスロープ　代表取締役　平松克敏

①有限会社清新　②東京都知事(6)56855　③代表取締役　飯田紘子　④東京都江戸川区清新町一丁目４番１―201号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区清新町一丁目４番１―201号　有限会社清新　代表取締役　飯田紘子